

通常総会の手続フロー図

「決算関係書類」「事業報告書」の作成

組合は「決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、又は損失処理案)及び「事業報告書」を作成しなければならない(第40条②)。

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

組合は「決算関係書類」「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない(第40条⑤)。

監事の監査、「監査報告」の作成・通知

監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した監査報告を作成し^{【※1】}、理事に対し、「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日^{【※2】}までに監査報告の内容を通知しなければならない。(規則91条①)。

- 【※1】：監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告をしなければならない。
- 【※2】：監査期限は、監事と理事の合意があっても4週間で下回る期間を予め定めることは不可(ただし、4週間で下回る日までに監事が理事に監査報告を通知すれば、その時点で監査を受けたこととなる)。

理事会招集通知の发出^{【※3】}

理事長は、理事会の会日の1週間前^{【※4】}までに、各理事^{【※5】}に対し、理事会招集通知を発ししなければならない(36条の6⑥)。

- 【※3】：理事(監事に業務監査権限を寄与している組合は、理事及び監事)全員の同意があれば招集手続の省略可(36条の6⑥において準用する会社法368条)
- 【※4】：短縮可(これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間(36条の6⑥において準用する会社法368条①))
- 【※5】：監事に業務監査権限を寄与している組合は、各監事に対しても发出しなければならない(36条の6⑥において準用する会社法368条①)

理事会の開催

理事会では、通常総会の開催及び議案の議決をするとともに(49条②)、監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う(40条⑥)。

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の2週間前までに「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する。(40条⑩・⑪)

総会招集通知の发出^{【※6】}・「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」の提供

理事長は、通常総会の会日の10日前^{【※7】}までに組合員に到達するよう、総会招集通知を発出する(49条①)。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告等」を添付し、組合員に提供しなければならない。(40条⑦)

- 【※6】：組合員全員の同意があれば招集手続の省略可(49条③)(この場合、招集通知发出の際に必要な添付書類も不要)
- 【※7】：短縮可(これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間(49条①))

理事会の開催

公募型雇用創出事業のお知らせ

現在の厳しい雇用情勢に対応し、県民のニーズのある分野において雇用創出を図るため、新たに失業者の方を雇用して実施する具体的な事業提案を募集します。新しく人材を雇用し、新商品・新サービスの開発により地域の発展につながる取組みを事業化してみませんか?山形県は、地域の発展と雇用創出につながる新しいチャレンジを応援します。

応募締切 4月30日(木)必着

応募の対象 山形県民、民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等。

提案事業の主な要件

次の要件をすべて満たすことが必要になります。

- 新たに雇用した失業者の雇用期間は、原則1年以上(更新可)です。
- 総事業費に占める「新規雇用した失業者に係る人件費」の割合が5割以上であることが必要です。
- 委託期間の終了後も事業の継続が見込める内容が求められます。

**応募・
問合せ先**

〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 山形県緊急雇用対策本部(雇用労政課内)あて

電話番号 023-630-2375

メールアドレス ykoyo@pref.yamagata.jp

事業提案書は、山形県ホームページからもダウンロードできます。